

(第2048報) かずさ水道広域連合企業団の浄水場における汚泥の放射性物質の測定結果について

当広域連合企業団の大寺浄水場及び十日市場浄水場における、浄水処理過程で生じる汚泥（脱水汚泥）について、令和4年10月13日にサンプリングを実施し放射性物質を測定しましたので、その結果についてお知らせします。

測定結果 (単位：Bq (ベクレル) /kg)

| 採取日 | 項目 | | 大寺浄水場 | 十日市場浄水場 |
|----------------|-------------|--------|-----------------|-----------------|
| 令和4年 10月13日 | 放射性 ヨウ素 | I-131 | 不検出 検出限界値(6) | 不検出 検出限界値(6) |
| | 放射性 セシウム | Cs-134 | 不検出 検出限界値(6) | 不検出 検出限界値(5) |
| | | Cs-137 | 不検出 検出限界値(7) | 不検出 検出限界値(7) |
| | | 合計 | 不検出 | 不検出 |

測定機器：ゲルマニウム半導体検出器 CANBERRA 社製 GC2018

測定方法：ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー

- ◎ 水道水については、平成23年3月29日以降、いずれの浄水場からも放射性物質が不検出の状況となっておりますので、安心して飲用等にご利用ください。
- ◎ 当広域連合企業団から発生する汚泥については、当広域連合企業団が所有する最終処分場（管理型処分場）への埋立処分及び再資源化等への再利用を行っています。
 また、今後とも1箇月に1回の測定を実施し、結果が判明次第お知らせします。

(参考)

※1 安全性の目安

- ・国土交通省は、浄水処理過程で発生する汚泥の当面の取り扱いについて以下のとおり示しています。
 『1kg当たり「8,000ベクレル」以下であれば、跡地を農耕、居住等の用途に使用しない場合は、管理型処分場に埋立処分を可能とする。』
- ・農林水産省は、稲の作付けに関する考え方を以下のとおり示しています。
 『水田中の放射性セシウムの許容される上限値は、1kg当たり「5,000ベクレル」とする。』

※2 セシウムの性質

- ・(一社) 日本土壌肥料学会は土壌に降下したセシウムの性質について以下のとおり示しています。
 『セシウムは他の陽イオンに比べ土壌から離れにくい傾向にある。』
 『セシウムは土壌に沈着した後、時間の経過に伴い土壌により強く保持されることが知られている。』

※3 検出限界値

- ・「検出限界値」とは測定において検出できる最小値をいい、同じ機器で測定を行っても、検体ごとに変動します。また、「不検出」とは、検出限界値を越えないことを示しています。